

○厚生労働省告示第二百十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後							改正前						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)							(略)						
2046から 2052まで	(略)	(略)			なし ボナチニブ塩酸塩、 ルキシリチニブリン 酸塩、モメロチニブ 塩酸塩、フェドラチ ニブ塩酸塩、ダサチ ニブ、ポストチニブ、 ニロチニブ塩酸塩、 アシミニブ塩酸塩、 イマチニブメシル酸 塩、化学療法、放射 線療法、J038 (4に 限る。)、G005、J0 45なし		2046から 2052まで	(略)	(略)			なし ボナチニブ塩酸塩、 ルキシリチニブリン 酸塩、モメロチニブ 塩酸塩、ダサチニブ 、ポストチニブ、ニロ チニブ塩酸塩、アシ ミニブ塩酸塩、イマ チニブメシル酸塩、 化学療法、放射線療 法、J038 (4に限る 。)、G005、J045な し	
					(略)							(略)	
					4あり ボナチニブ塩酸塩、 ルキシリチニブリン 酸塩、モメロチニブ 塩酸塩、フェドラチ ニブ塩酸塩、ダサチ ニブ、ポストチニブ、 ニロチニブ塩酸塩、 アシミニブ塩酸塩							4あり ボナチニブ塩酸塩、 ルキシリチニブリン 酸塩、モメロチニブ 塩酸塩、ダサチニブ 、ポストチニブ、ニロ チニブ塩酸塩、アシ ミニブ塩酸塩	
(略)							(略)						

(厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件(令和八年厚生

労働省告示第九十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後							改正前						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)							(略)						
2020から 2027まで	(略)	(略)	(略)				2020から 2027まで	(略)	(略)	(略)			
					なし	ボナチニブ塩酸塩、 ルキシリチニブリン 酸塩、モメロチニブ 塩酸塩、フェドラチ ニブ塩酸塩、ダサチ ニブ、ボスチニブ、 ニロチニブ塩酸塩、 アシミニブ塩酸塩、 イマチニブメシル酸 塩、化学療法、放射 線療法、J038 (4に 限る。)、G005、J0 45なし							
					(略)	(略)							
					4あり	ボナチニブ塩酸塩、 ルキシリチニブリン 酸塩、モメロチニブ 塩酸塩、フェドラチ ニブ塩酸塩、ダサチ ニブ、ボスチニブ、 ニロチニブ塩酸塩、 アシミニブ塩酸塩							
					(略)	(略)							
					なし	ボナチニブ塩酸塩、 ルキシリチニブリン 酸塩、モメロチニブ 塩酸塩、ダサチニブ 、ボスチニブ、ニロ チニブ塩酸塩、アシ ミニブ塩酸塩、イマ チニブメシル酸塩、 化学療法、放射線療 法、J038 (4に限る 。)、G005、J045な し							
					(略)	(略)							
					4あり	ボナチニブ塩酸塩、 ルキシリチニブリン 酸塩、モメロチニブ 塩酸塩、ダサチニブ 、ボスチニブ、ニロ チニブ塩酸塩、アシ ミニブ塩酸塩							
(略)							(略)						

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第三条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表1

	薬剤	番号
	(略)	
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	589、602から605まで、 607、609及び670

改正前

別表1

	薬剤	番号
	(略)	
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	589、602から605まで、 607、609及び670

<p>デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>590及び591</p>
<p>デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>1523</p>

(略)

<p>トラスツズマブ デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年8月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>485から487まで、499から501まで、510、511及び519</p>
<p>トラスツズマブ デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>4、5、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、485から487まで、499から501まで、510、511、519、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、937、945、952から954まで、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、</p>

12

<p>デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>590及び591</p>
---	-----------------

(略)

<p>トラスツズマブ デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年8月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>485から487まで、499から501まで、510、511及び519</p>
---	---

12

1328、1329、1332、
1333、1335、1336、
1341、1342、1497、
1502、1503、1575、
1576、1584、1586、
1618、1621、1625、
1677、1682、1686、
1688、1693、1696、
1698、1700、1704、
1705、1709、1713、
1716、1717、1722、
1726、1727、1735、
1738、1743、1751、
1752、1754、1755、
1836から1838まで、
1845から1847まで、
1851、1852、1856、
1857、1863、1864、
1870、1872、1873、
1877、1878、1881、
2473及び2475

(略)

28

タラゾパリプトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）

1548から1550まで、
1558、1559、1736、
1738及び1744

タラゾパリプトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）

1736、1738及び1744

29

アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）

338、343、346、348及
び350

アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）

352及び354

(略)

28

タラゾパリプトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）

1548から1550まで、
1558、1559、1736、
1738及び1744

29

アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年1月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）

338、343、346、348及
び350

(略)		
84	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2011、2012及び2029から2031まで
(略)		
142	ダロルタミド（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	392、395、403から405まで及び412
143	ポラツズマブ ベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2011、2012及び2029から2031まで
144	乾燥人フィブリノゲン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
145	パロパロテン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年2月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1359及び1360

(略)		
84	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

146	トリヘプタノイン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1661から1664まで
147	フェドラチニブ塩酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2049及び2052
148	バンデフィテムセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和6年7月31日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	319、320及び2264から2271まで
149	ラグネプロセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和8年3月6日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	271から274まで

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件の一部改正）

第四条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表1

	薬剤	番号
(略)		
55	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1983及び2003
	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1983及び2002から2004まで
(略)		
61	アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	346及び348
62	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1503

改正前

別表1

	薬剤	番号
(略)		
55	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1983及び2003
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

63	<p>トラスツズマブ デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>4から6まで、14、15、 25、26、317、383から 385まで、394、395、 402、458から460まで、 463、515、516、520、 660、894から897まで、 901から904まで、909、 925、932から934まで、 940、941、948、949、 957、958、967、975、 982から984まで、993、 994、1000、1012、1021 から1023まで、1030、 1040、1044、1047、 1056、1057、1063、 1068、1069、1296、 1299、1301、1303、 1304、1308、1309、 1311、1312、1314、 1315、1320、1321、 1475、1480、1481、 1484、1552、1553、 1562、1564、1593、 1596、1600、1650、 1651、1655、1658、 1660、1665、1668、 1670、1672、1676、 1677、1681、1685、 1688、1689、1694、 1698、1699、1707、 1710、1717、1724、 1725、1727、1728、 1811、1812、1818から 1820まで、1824、 1828、1833、1834、 1840、1842、1843、 1847、1848、1851、 2445及び2447</p>
64	<p>ダロルタミド（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>383、385、386、394、 396及び402</p>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

72	<u>ラグネプロセス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和8年3月6日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	266から270まで	(新設)	(新設)	(新設)
----	---	------------	------	------	------

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示の一部改正）

第五条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示（令和八年

厚生労働省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和八年六月一日」を「令和八年五月二十日」に改める。

附 則

この告示は、令和八年五月二十日から適用する。